

# 近づくと!! 的ばかり

出場者の申し込みは12月25日(火)まで



八百有余年の歴史と伝統を誇る勇壮果敢な裸まつり「的ばかり」(破魔弓祭)が、いよいよ新年一月十五日(火)に四王子神社境内を中心に開催されます。当日は、「的ばかり」の他に破魔弓太鼓の奉納演奏や合気武道・居合兵道奉納、そして的札の抽選会等が行われます。多数の皆さんのご来場をお待ちしています。

また、的ばかり保存会では出場者を募集しています。我こそはと思われる方は、十二月二十五日(火)までに役場産業振興課(☎03111内線2333)か、区長さんへお申し込みください。なお、出場者には記念品を差し上げます。

◎ 広報

# ながす

1990 No.472

12-15号

発行 長洲町 / 編集 企画課

● 事務所のみなさんへ ● 12月31日現在で工業統計調査が行われます。調査への協力をお願いします。



平成元年度 国民健康保険特別会計決算状況

(単位：千円)

歳入			歳出		
区分	決算額	構成比	区分	決算額	構成比
国民健康保険税	348,721	31.2%	総務費	38,655	3.7%
使用料及び手数料	85	—	保険給付費	685,431	65.9
国庫支出金	513,410	46.0	老人保健拠出金	299,304	28.8
共同事業交付金	5,312	0.5	共同事業拠出金	3,211	0.3
財産収入	5,418	0.5	保健施設費	5,697	0.5
寄付金	—	—	基金積立金	—	—
繰入金	35,354	3.1	公債費	—	—
繰越金	99,112	8.9	諸支出金	8,285	0.8
諸収入	4,247	0.4	予備費	—	—
療養給付費交付金	104,603	9.4			
歳入合計	1,116,262	100.0	歳出合計	1,040,583	100.0

平成元年度 公共下水道事業特別会計決算状況

(単位：千円)

歳入			歳出		
区分	決算額	構成比	区分	決算額	構成比
分担金及び負担金	65,295	5.7%	公共下水道事業費	730,469	68.5%
使用料及び手数料	24,467	2.1	公債費	336,018	31.5
国庫支出金	346,762	30.2			
一般会計繰入金	100,000	8.7			
繰越金	100,832	8.8			
諸収入	3,061	0.3			
町債	507,717	44.2			
歳入合計	1,148,134	100.0	歳出合計	1,066,487	100.0

平成元年度 老人保健特別会計決算状況

(単位：千円)

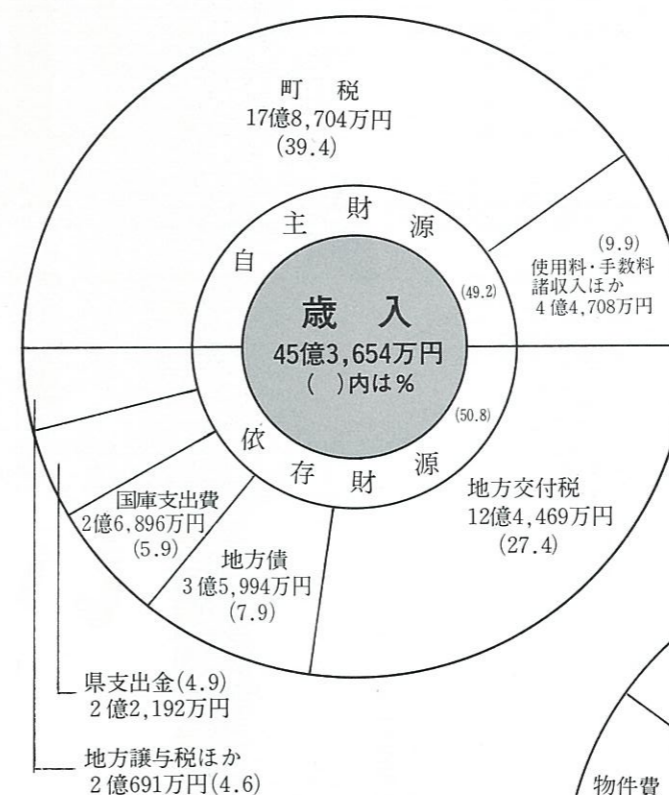
歳入			歳出		
区分	決算額	構成比	区分	決算額	構成比
支払基金交付金	828,712	66.6%	総務費	185	—%
国庫支出金	237,284	19.1	医療諸費	1,197,141	99.3
県支出金	59,445	4.8	公債費	—	—
繰入金	65,000	5.2	諸支出金	8,611	0.7
繰越金	48,993	3.9	予備費	—	—
諸収入	4,459	0.4			
歳入合計	1,243,893	100.0	歳出合計	1,205,937	100.0

あなたの税金はこのように使っています

財事情



政公表



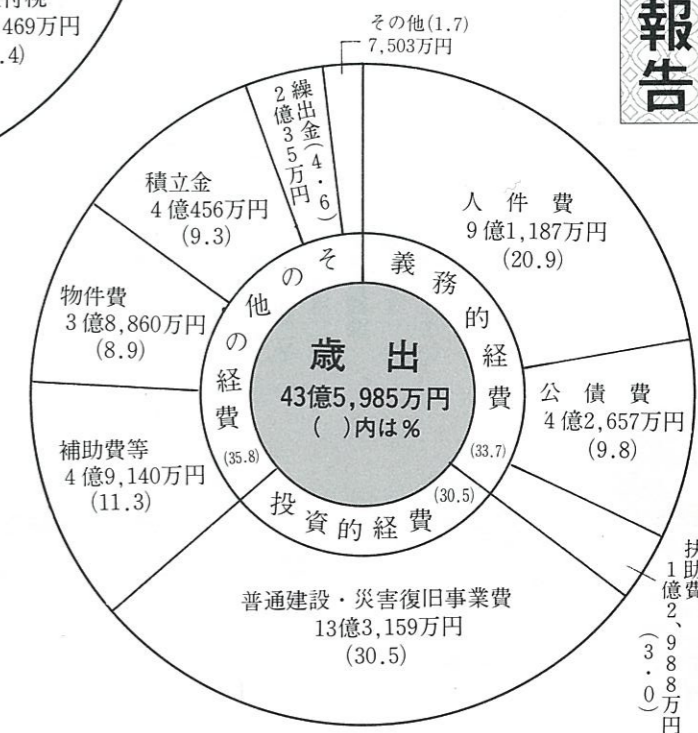
一般会計

町では、住民の皆さんに町財政の実態についてご理解いただき町政の発展への協力を得るため、毎年2回定期的に財政公表をしています。

自主財源は2年連続  
50%台を割る

平成元年度の決算報告

平成元年度末現在  
地方債現在高  
一般会計  
37億8,953万円





## 平成2年度 一般会計予算執行状況

(9月30日現在)

(単位：千円)

歳入				歳出			
区分	予算額	収入額	収入率	区分	予算額	支出額	支出率
町税	1,732,001	1,007,503	58.2%	議会費	98,972	47,085	47.6%
地方譲与税	170,000	13,747	8.1	総務費	675,864	193,211	28.6
利子割交付金	20,000	18,305	91.5	民生費	499,592	208,484	41.7
自動車取得税交付金	30,000	12,149	40.5	衛生費	379,054	195,578	51.6
地方交付税	1,220,000	942,515	77.3	労働費	874	5	0.6
交通安全対策特別交付金	3,000	1,471	49.0	農林水産業費	672,950	120,762	17.9
分担金及び負担金	161,252	29,642	18.4	商工費	29,301	21,274	72.6
使用料及び手数料	40,903	21,955	53.7	土木費	848,069	209,741	24.7
国庫支出金	254,943	68,180	26.7	消防費	181,156	90,730	50.1
県支出金	359,165	16,260	4.5	教育費	888,908	300,795	33.8
財産収入	90,639	7,061	7.8	災害復旧費	8,910	110	1.2
寄付金	3	—	—	公債費	446,297	143,131	32.1
繰入金	220,000	—	—	諸支出金	1	—	—
繰越金	50,311	76,689	152.4	予備費	26,792	—	—
諸収入	36,523	17,637	48.3				
町債	368,000	—	—				
歳入合計	4,756,740	2,233,114	46.9	歳出合計	4,756,740	1,530,906	32.2

## 平成2年度 国民健康保険特別会計予算執行状況

(9月30日現在)

(単位：千円)

歳入				歳出			
区分	予算額	収入額	収入率	区分	予算額	支出額	支出率
国民健康保険税	347,180	161,574	46.5%	総務費	40,544	11,527	28.4%
使用料及び手数料	51	27	52.9	保険給付費	728,773	247,933	34.0
国庫支出金	488,336	139,888	28.6	老人保健拠出金	275,716	114,108	41.4
療養給付費交付金	135,098	45,201	33.5	共同事業拠出金	5,800	1,451	25.0
共同事業交付金	5,800	193	3.3	保健施設費	7,015	3,368	48.0
財産収入	5,000	—	—	基金積立金	1	—	—
寄付金	1	—	—	公債費	300	—	—
繰入金	75,001	—	—	諸支出金	11,452	96	0.8
繰越金	75,678	75,679	100.0	予備費	66,350	—	—
諸収入	3,806	2,844	74.7				
歳入合計	1,135,951	425,406	37.4	歳出合計	1,135,951	378,483	33.3

## 平成元年度 水道事業会計決算状況

(単位：千円)

収益的収入及び支出 (3条)			
	区分	決算額	構成比
収入	営業収益	198,239	90.7%
	営業外収益	20,357	9.3
	特別利益	—	—
	収入合計	218,596	100.0
支出	区分	決算額	構成比
	営業費用	148,088	77.0%
	営業外費用	44,270	23.0
	特別損失	—	—
支出合計	192,358	100.0	
収入・支出差引額	26,238		

資本的収入及び支出 (4条)			
	区分	決算額	構成比
収入	企業債	60,000	97.9%
	出資金及び負担金	1,257	2.1
	収入合計	61,257	100.0
支出	区分	決算額	構成比
	建設改良費	124,591	84.1%
	企業債償還金	23,521	15.9
支出合計	148,112	100.0	
収入・支出差引額	△86,855		

収入額が支出額に不足する額86,855千円は建設改良積立金40,000千円及び損益勘定留保資金46,855千円で補てんいたしました。

### 上半期はこのように 使われました!

### 平成2年度 予算執行状況

#### 〈歳入〉

上半期末(9月30日)現在の歳入予算の収入額は22億3,311万4千円(収入率46.9%)で前年同期より3%の減となっています。

例年のことながら国庫支出金、町債等が建設事業の完成時期である下半期に収入されるため、このような低い率となっています。

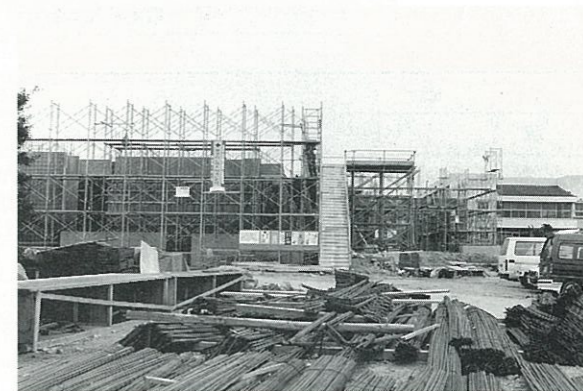


▲平成3年度で工事完了予定の建浜地区集落整備事業

#### 〈歳出〉

上半期末(9月30日)現在の歳出予算の支出額は15億3,090万6千円(支出率32.2%)で前年同期より7%の減となっています。

農林水産業費・土木費の支出率が17~24%台と示すように建設事業の大半が下半期に完了するため、上半期は低い率となっています。



▲来年3月完成予定の清里小学校舎



知って  
おきたい  
税情報

No. 30

マイホームを  
取得したとき



今回は、マイホームを取得したときに関する税金のことに説明します。

◎印紙税

国税ですが、マイホームを購入するときに作成する売買契約書やローン契約書などに印紙を貼って消印をしますが、これが印紙税です。契約金額に応じて税額が定められています。

◎不動産取得税

県税で、土地や建物などを取得したときにかかる一度きりの税金です。税率は4%ですが、住宅や住宅用土地の税率は3%になります。

住宅は平成元年4月1日以降の建築分については、1,000万円の控除があります。(要件あり)

特例適用については、県への申告が必要です。

◎登録免許税

土地や建物の所有権の登記をするときにかかる税で登記申請の際、納付するものです。

税率は表①のとおりです。

表①

土地・建物の税率		
所有権の移転登記	売買	5.0%
	贈与	2.5%
	相続	0.6%
所有権の保存登記		0.6%

【住宅用家屋の特例】

住宅用家屋については、税率が軽減される特例があります。

所有権の移転登記……… 0.6%

所有権の保存登記……… 0.3%

この特例を受けるためには次の要件が必要です。

- ①自分が居住するための家屋であること。
- ②家屋の床面積(登記面積)が40㎡以上200㎡以下であること。
- ③家屋の新築後(取得後)1年以内の登記であること。

なお、中古住宅の場合は上記の要件のほか、

家屋の取得の日以前10年以内(マンション等の耐火建築物については15年以内)に建築されたものであること。(町からの証明が必要です)

◎固定資産税

毎年1月1日現在で、土地、家屋、償却資産を所有している人に、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

税率は1.4/100です。(長洲町税条例第62条)

【新築住宅に対する減額措置】

これは新築後、一定期間の固定資産税額が半減されるものです。次の要件が必要です。

ア)専用住宅や併用住宅であること。

併用住宅の場合、居住部分が半分以上あること。

イ)床面積要件

居住部分の床面積が40㎡以上200㎡以下であること。

ウ)価格要件

家屋課税台帳又は家屋補充台帳の登録価格が1㎡当たり表②の額以下であること。

表②

木造住宅	85,000円	
非木造住宅	簡易耐火構造住宅	96,000円
	耐火木造住宅	117,000円

【減額される範囲】

減額の対象は、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられる部分だけであり、店舗とか事務所部分は対象外です。

なお、住居として用いられる部分の床面積の100㎡までが対象となります。

【減額される期間】

イ)一般の住宅………新築後3年度分

ロ)3階建以上の

中高層耐火住宅………新築後5年度分

※詳しいことは、役場税務課(☎3111内線151)へお尋ねください。

平成2年度 水道事業会計予算執行状況

(9月30日現在)

(単位:千円)

収益的収入及び支出(3条)				
	区 分	予算額	収入額	収入率
収 入	営業収益	204,872	101,242	49.4%
	営業外収益	20,251	13,731	67.8
	特別利益	2	—	—
	収入合計	225,125	114,973	51.1
支 出	区 分	予算額	支出額	支出率
	営業費用	168,997	47,154	27.9%
	営業外費用	49,310	21,577	43.8
	特別損失	2	—	—
	予備費	1,000	—	—
支出合計	219,309	68,731	31.3	

資本的収入及び支出(4条)				
	区 分	予算額	収入額	収入率
収 入	企業債	1	—	—%
	出資金	1	—	—
	工事負担金	1,500	—	—
	収入合計	1,502	—	—
支 出	区 分	予算額	支出額	支出率
	建設改良費	42,011	3,296	7.8%
	企業債償還金	24,238	11,979	49.4
	予備費	1,000	—	—
	支出合計	67,249	15,275	22.7

平成2年度 公共下水道事業特別会計予算執行状況

(9月30日現在)

(単位:千円)

歳 入				歳 出			
区 分	予算額	収入額	収入率	区 分	予算額	支出額	支出率
分担金・負担金	84,532	26,709	31.6%	公共下水道事業費	958,072	109,019	11.4%
使用料・手数料	32,165	14,136	43.9	公 債 費	391,607	188,428	48.1
国庫支出金	387,046	145,919	37.7	予 備 費	28,963	—	—
一般会計繰入金	150,000	—	—				
繰 越 金	65,800	81,646	124.1				
諸 収 入	7,996	7,384	92.3				
町 債	651,103	—	—				
歳 入 合 計	1,378,642	275,794	20.0	歳 出 合 計	1,378,642	297,447	21.6

平成2年度 老人保健特別会計予算執行状況

(9月30日現在)

(単位:千円)

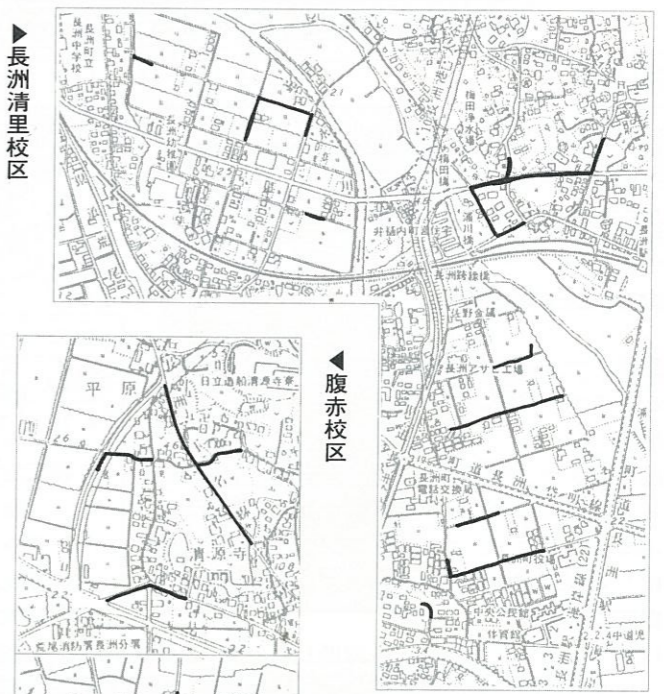
歳 入				歳 出			
区 分	予算額	収入額	収入率	区 分	予算額	支出額	支出率
支払基金交付金	878,494	382,212	43.5%	総 務 費	280	54	19.3%
国庫支出金	255,401	127,223	49.8	医 療 諸 費	1,279,470	530,102	41.4
県 支 出 金	63,851	31,805	49.8	公 債 費	250	—	—
繰 入 金	64,300	—	—	諸 支 出 金	3	—	—
繰 越 金	20,000	37,956	189.8	予 備 費	4,347	—	—
諸 収 入	2,304	3,849	167.1				
歳 入 合 計	1,284,350	583,045	45.4	歳 出 合 計	1,284,350	530,156	41.3

平成2年度 年末年始の交通事故防止運動 ●平成2年12月21日～平成3年1月10日

【運動の重点目標】 飲酒・過労運転の防止 / 若者の暴走行為の追放 / シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底



下水道工事にご協力を！



町公共下水道事業は、町民の皆さんのご協力によって着々と進んでいます。平成2年度第2期工事として、12月から3月までの予定で、長洲校区の一部と清里校区の一部と腹赤校区の一部を工事します。町民の皆さんのご協力をお願いします。

町では、下水道排水設備技術者資格指定申請の受付を行います。下水道排水設備技術者の資格指定を受けるには、次の要件を備え、かつ町長が行う試験に合格しなければなりません。

町下水道排水設備技術者資格指定の申請(受付)

町では、下水道排水設備技術者資格指定申請の受付を行います。下水道排水設備技術者の資格指定を受けるには、次の要件を備え、かつ町長が行う試験に合格しなければなりません。

- 資格の指定基準
1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条に定める有資格者(試験免除)
2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中学校以上の学校において、土木、衛生工学、建築工学又はこれに相当する学科を修めて卒業した者で、引き続き3年以上給排水工事に従事した者
(3) 公共団体において、引き続き3年以上排水設備工事又は下水道

年末・年始在宅医

Table with columns: 月日, 在宅医, 電話. Lists doctors on duty from Dec 16 to Jan 6.

※診療時間は、原則として午前9時から午後5時までです。

成人式は1月3日

平成3年成人式は次のとおり行いますので、新成人の皆さん、ぜひご参加ください。
1月3日(木)
受付 9時20分～9時45分
開式 10時
町民研修センター

年忘れ子どもの集い

とき/12月22日(土)午後2時 ところ/中央児童館
対象/小学生 ※ゲームやもちつきなどを予定しています!

新しい戸籍は正しい字で!

来年1月1日より

戸籍は、パスポートを取得する場合とか、相続登記をする場合など、いろいろなところで利用されています。

このように、戸籍は、日本人についての身分関係を登録・公証する公文書として重要なものですから、正しい文字で記載する必要があります。

しかし、戸籍の中には、氏名が誤字あるいは俗字で記載されているものもあります。そのため、官公署の窓口等でトラブルを生じ、生活上、不便を強いられる方もあります。

そこで、平成3年1月1日以後は、従来の戸籍に誤字・俗字で記載されている氏名を新しい戸籍に記載する場合には、正しい字を用いることになります。

新しい戸籍には正しい字で記載します

① 従来の戸籍に氏名が誤字・俗字で記載されている方について、次のような場合には、新しい戸籍に正しい字で記載します。

② 婚姻、転籍などによって新

① 養子縁組などによって他の戸籍へ入籍する場合
② 誤字・俗字を正しい字で記載する場合
③ 俗字のうち、「高」とか「崎」など、一定の範囲の字については、従来のまま記載します。

④ 申出によって正しい字に訂正することもできます
現在の戸籍については、そのままでは正しい字には直りませんが、申出によって、いつでも戸籍に記載されている誤字・俗字を正しい字に訂正することができます。

⑤ 申出によって難しい字体をやさしい字体に直すことができます
戸籍に記載されている氏名が、例えば「邊」と旧字体で記載されているため、ご不便を感じておられる方は、申出により、その字体に対応する新字体(通用字体)である「辺」に直す(更正)ことができます。

町立保育所の入所申請

平成3年度の町立保育所入所申請の受付を次のとおり行いますので、入所を希望される保育所で申請してください。
必要書類 入所申請書は、各保育所や役場住民福祉課に用意してあります。

Table with columns: 保育所名, 受付日, 受付時間. Lists kindergartens and their schedules.

(上沖洲保育所では、乳児【0歳児】保育も実施しています。入所を希望される方は、ご相談ください。)
※当日来られない方は、役場住民福祉課にて随時受け付けます。

児童手当

児童を養っている人の生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全育成と資質の向上を図ることを目的に手当が支給されます。

- 児童を養っている人
小学入学前の児童を含む18歳未満の児童を2人以上養っている人で、前年の所得が国で定めた基準以下である場合に2人目の児童から支給されます。
手当の額(月額)
2人目: 2,500円
3人目以降: 5,000円
1人につき
小学校入学まで支給されます。

児童扶養手当

父親のいない児童を養育している人に手当が支給されます。
次のいずれかに該当する18歳未満の児童または20歳未満で障害のある児童を養育している母親・養育者(外国人を含む)
① 父母が離婚した児童
② 父が死亡した児童
③ 父が法で定められた程度に障害がある児童
④ 父に1年以上遺棄されている児童
⑤ その他の理由で父と生計を別にしている児童

- 手当の請求期限について
昭和60年8月1日以降に、児童扶養手当の支給要件に該当するに至った人については、支給要件に該当した日から5年を経過した場合には、正当な理由があるときを除き認定の請求ができなくなりますので、お早目に請求手続きを完了してください。
対象とならない場合
① 受給資格者が遺族基礎年金、遺族厚生年金などの公的年金(老齢福祉年金は除く)を受け取ることができる場合
② 児童福祉施設(母子寮、通園施設は除く)に児童が入所している場合など
手当の額
① 児童1人月額35,910円
または24,040円
② 児童2人月額40,910円または29,040円
③ 児童3人月から1人につき2,000円を加算、平成2年4月から適用
手続きに必要なもの
① 戸籍謄本
② 住民票(世帯全員のもの)
③ 年金加入者はその年金手帳
④ 所得証明書(転入者の場合)
⑤ 印鑑
※詳しくは住民福祉課(☎783111)内線133まで!
住民福祉課

新春書き初め 席書大会
とき/1月5日(土)午後1時～ ところ/中央児童館 対象/小学生
※題は学年別の即題・紙は1/4の画仙紙(練習用紙は各自持参)



## 広報の題字を 書きました



山隈 佐和子 さん  
長洲中2年  
(梅田)

好きな科目は数学です。部活はバスケットボールをやっています。先月行われた玉名郡の大会では準決勝まで勝ち進みましたが、惜しくも6点差で負けました。将来は小学校の先生になりたいです。



## ママとボク

西濱 徹 (とおる) くん  
幸司さん・美和さんの長男  
(上沖洲)

「お父さんが大好き。やさしく、大きく育ててね」

## 年金ゼミナール

### 妻の年金は…

### サラリーマンの

**Q** サラリーマンの妻で、今まで国民年金に任意加入していなかった者の年金は、どうなりますか？

**A** サラリーマンの妻は昭和61年4月1日以前、国民年金は適用除外とされており、希望する人のみ任意加入できる扱いでしたが、改正法により施行日以後は20才以上60才未満の人は、強制加入することとなりました。

老齢基礎年金の受給要件は、原則として保険料納付済期間等を合算して、25年(昭和5年4月1日までに生まれた人については、生年月日に応じて資格期間が短縮されます)あることが

必要とされています。国民年金に任意加入していなかった人についても、その期間はこの資格期間をみる場合の対象になります。しかし、この期間については年金額の計算の対象とはならない、いわゆる「カラ期間」です。

基礎年金は、社会保険方式による給付ですから加入実績を給付に反映させるのは当然ですが、このため今までに国民年金への任意加入期間がまったくない人は、低額の老齢基礎年金にしかなりませんので、経過的に加算する制度(振替加算といえます)が設けられています。これは、夫である厚生年金の受給者に生計維持されている妻がいる場合には、配偶者加給が出ることになっていますが、この加給部分が妻が65才になった時点で打ち切られ、今度は妻自身の老齢基礎年金へ加算されるという仕組みです。この振替加算と、施行日以後の加入期間にもとづく老齢基礎年金の額を合わせたものが、妻自身の老齢基礎年金として支給されます。

住民福祉課

# 保健・衛生だより

健康課は ☎78-3111 (内線142)

※大切なことは、メモしておきましょう！

行事	日	時	会場	備考
育児相談	1月8日(火)	13:30~15:00	町民研修センター	内容/身長・体重計測他 持参するもの/母子手帳
健康相談	1月10日(木)	13:30~14:30	腹赤新町公民館	持参するもの/健康手帳、コップ1杯のみそ汁 内容/血圧測定、尿検査、塩分測定、保健指導 荒尾保健所栄養士による栄養指導
7か月児健診	1月11日(金)	受付 13:30~14:30	町民研修センター	対象/平成2年4月20日~6月11日生まれの乳児 持参するもの/母子手帳
三種混合予防接種 (百日咳) (ジフテリア) (破傷風)	1月9日(水)	13:30~14:30	町民研修センター	対象/第1期接種(3回接種)12か月~48か月まで。 第2期接種(1回接種)第1期終了後12か月~18か月の間に接種 (注)1月と2月は予防接種会場がそれぞれ町民研修センターのみとなります。

11月に実施しました子宮がん検診結果で、今までに通知が来なかった方は異常ありません。

レッスン場を長洲共同福祉施設に  
●エアロビクスクラブ●

練習日/毎週火曜日(月4回) 午後8時~9時  
会費/1,000円(1か月) 夜間連絡先/福田くみ子方(☎78)1770